久留米市生産緑地地区指定及び管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号。以下「法」という。)、 生産緑地法施行令(昭和49年政令第285号)及び生産緑地法施行規則(昭和49年建設省令第11号)に定めるもののほか、本市の市街化区域内の農地における生産 緑地地区の指定及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1)農地 法第2条第1項第1号に規定する農地等であり、かつ不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第99条に規定する地目が田または畑である土地をいう。
 - (2) 一団の農地 道路、水路等(農業用道路、農業用水路等を除く。以下、この号において同じ。)により分断されていない物理的に一体的、地形的まとまりを有している農地の区域をいう。ただし、道路、水路等が農地を分断している場合であっても、これらの道路、水路等が概ね6メートル以下であり、かつ、これらの道路、水路等及び農地が物理的に一体性を有していると認められるものであれば一団の農地とする。ただし、ブロック塀など区域外からの視界を遮る構造物等で囲まれた農地は、物理的に一体性を有しているとは見なさない。(金網などのフェンスは可とする。)
 - (3) 主たる従事者 法第10条第2項に規定する農林漁業の主たる従事者をいう。
 - (4)経営耕地面積 生産緑地地区の指定の申出をする日における主たる従事者及び その世帯員が、現に耕作の用に供する農地法(昭和27年法律第229号)第2 条第1項に規定する農地の面積の合計をいう。

(指定趣旨)

第3条 生産緑地地区の指定を受けようとする農地は、法の目的を踏まえ、指定時において現に営農している良好な農地であるとともに、土地所有者及び主たる従事者等が同農地を長期に亘り保全していくものとする。

(指定要件)

第4条 法第3条第1項第1号に規定する公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があるものとは、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 久留米市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に存する土地。
- (2) 周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 畜産業を営んでいないこと。
- (4) 災害時における円滑な復旧活動に寄与することを目的に、災害復旧用資材置場等としての使用に協力できる土地。
- 2 法第3条第1項第1号に規定する公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとは、次に掲げる条件のいずれかを満たす農地であり、都市環境向上への寄与が大きいものとする。
 - (1) 市街化区域内の緑地機能の補完または公共用地等の確保の観点から必要性があるもの。
 - (2) 雨水流出抑制の観点から効果が期待できるもの。
- 3 法第3条第1項第3号に規定する農業の継続が可能な条件とは、次に掲げる条件を 全て満たすものとする。
 - (1) 河川、溜池からの農業用水、または、ボーリング井戸により、用水が確保されていること。ただし、果樹園芸等で農業経営が可能と認められる場合はこの限りではない。
 - (2) 主たる従事者の年齢、農業後継者の有無及び営農計画等から、30年に亘っての農業継続が可能であると認められること。なお、市民農園は農業に利用されているものと見なす。

(農業継続の判断基準)

- 第5条 前条第3項第2号に規定する農業継続の判断基準は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、市民農園等を営まない場合は第4号の条件は適用しない。
 - (1) 主たる従事者の年齢が60歳未満であること。ただし、その従事者の年齢が60歳以上の場合には、農業後継者などの農業継続が可能と認められる農業従事者の計画が明確に示されていること。
 - (2)経営耕地面積が30アール以上であること。
 - (3)農業産出額及び、農業以外の事業等も含めた収入から安定した営農が確認できること。
 - (4) 市民農園等については、特定農地貸付など特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)、市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)等に定めのある運営方法または農園利用方式であること。また、農園継続が可能と認められる計画が明確に示されていること。

(他の都市計画との調整)

第6条 土地の有効利用又は高度利用を図るべき地区のほか、指定趣旨にそぐわない特定の用途を誘導する地域は、原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- 2 生産緑地地区に、道路や都市公園などの都市計画施設を都市計画決定することは妨 げないが、都市計画施設として定められた区域については、用地の確保などの特別の 事情がない限り、生産緑地地区に指定しない。
- 3 地区計画を定めた地区は、その計画に沿って指定の可否を判断するものとする。

(指定の申出)

- 第7条 指定の申出は、指定を受けようとする土地所有者等が次に掲げる所定の様式等 を添付して行い、これを受けて、法第3条及び第4条に規定する指定要件を満たす場合に、市長が指定の手続きを進めるものとする。
 - (1) 生産緑地地区指定申出書(要綱第1号様式)
 - (2) 生産緑地地区指定同意書(要綱第2号様式)
 - (3) 生産緑地地区指定誓約書(要綱第3号様式)
 - (4) 生産緑地地区指定農業後継者届出書(要綱第4号様式)(主たる従事者の年齢が60歳以上の場合のみ)
 - (5) 土地の登記事項証明書の写し(発行から3か月以内のもの)
 - (6) 公図の写し
 - (7)位置図
 - (8) 実測図(土地の一部を指定する場合または登記簿の地積と現況が著しく異なる場合のみ)
 - (9) 権利者の印鑑登録証明書(発行から3か月以内のもの)
 - (10) 主たる従事者の確定申告書の写し(直近3か年分)
 - (11) 賃貸借契約書の写し(貸付の場合のみ)
 - (12) 農園利用契約書の写し(農園利用方式による市民農園等の場合のみ)
 - (13) 市税の滞納が無いことの証明書(発行から6か月以内のもの)
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(久留米市都市計画審議会への付議)

- 第8条 市長は、前条の規定による指定の手続きを進めるときは、久留米市都市計画審議会に付議するものとする。
- 2 指定面積は、登記簿の地積(実測図が作成されている場合にあっては、当該実測図に記録された地積とする。)によるものとする。この場合において、生産緑地地区内に介在する道路、水路等(農業用道路、農業用水路等を除く。)は、原則として指定面積に含めないものとする。

(その他指定に当たっての留意事項)

第9条 市長は、土地所有者、主たる従事者及び農業後継者(主たる従事者の年齢が60歳以上の場合のみ)等について、久留米市暴力団排除条例(平成22年条例第19

- 号)第2条に規定する暴力団員等で無いことを福岡県警に照会するものとする。これらの者が暴力団員等であることが判明した場合は、指定の手続きを取りやめるものとする。
- 2 市長は、指定を受けようとする農地において、農業振興を目的とした支援や環境整備等を原則行わないものとする。

(公表)

第10条 市長は、生産緑地地区の指定をしたときは、市ホームページ等において、その旨を公表するものとする。

(生産緑地の管理)

- 第11条 市長は、生産緑地において、法第7条第1項に基づく適正な管理が行われているかについて、関係機関等と連携して定期的に調査を行い、現状確認を行うとともに、調査結果を第14条に規定する生産緑地連絡会において報告するものとする。
- 2 市長は、適正に管理または利用されていない生産緑地を発見した場合、関係機関等と連携して、生産緑地の適正な管理に必要な助言または指導を行うほか、必要に応じて、次に掲げる手順により処理を進めるものとする。
 - (1) 市民農園等としての利用を奨める。
 - (2) 生産緑地として利用する他の農業者へ斡旋する。
 - (3) 公共事業用地として買取りを希望する者を探し、その者に斡旋する。
 - (4) 法第9条第1項の規定に基づき、農地として適正に管理、利用(原状回復)するよう、原状回復命令書(要綱第6号様式)により地権者へ命令する。
- 3 市長は、生産緑地の適正な管理または利用のため、農業振興を目的とした支援や環境整備等を原則行わないものとする。

(生産緑地の所有者等の変更)

- 第12条 生産緑地において、次に掲げる事項のいずれかが発生した場合、指定の申出者またはその相続人は、その変更内容について、生産緑地所有者等の変更届(要綱第5号様式)により市長へ届け出るものとする。
 - (1) 売買、相続等による土地所有権の異動
 - (2) 所有権以外の生産緑地地区指定に同意を要する権利の異動
 - (3) 主たる従事者の変更

(生産緑地の解除)

- 第13条 生産緑地の解除に係る都市計画の変更または廃止の手続きについては、次に 掲げるいずれかに該当する場合に進めるものとする。
 - (1) 法第10条に基づく買取り申出があり、市等が農地を買い取らず、かつ斡旋も

不調で、法第14条による行為の制限が解除された場合

- (2) 市等が公共用地として買い取る場合
- (3) 他の都市計画が定められたことにより、生産緑地の必要がなくなった場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、生産緑地としての継続が困難であることを市長が 認めた場合

(生産緑地連絡会)

- 第14条 生産緑地制度の円滑な運用に資するため、生産緑地連絡会を置くものとする。
- 2 生産緑地連絡会は次に掲げる事務を所掌するものとする。
 - (1) 生産緑地地区の指定及び解除についての審査及び指導等に関すること。
 - (2) 生産緑地地区の管理に必要な助言及び指導等に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、生産緑地制度の事務及び調整等に関すること。

(その他)

第15条 本要綱に定めるもののほか、生産緑地地区の指定及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。